

## 【まちづくりの推進方策】

## 推進方策の体系

まちづくりの推進方策の体系を、次の4つの柱とそれぞれの具体的な推進方策により構成する。

### 1. 町民参加のまちづくりの推進

本町のまちづくりの基本理念である「環境共生のまちぐるみ博物館 長南」を念頭に対話と協調の中で町民参加のまちづくりを進めるために、その啓発・普及・情報提供等の環境づくりに努めるとともに、町民の活動を支援する体制の構築を図るものとする。また、町民と行政との協力と役割分担のもとにまちづくりの推進を図るものとする。



町民参加のための環境づくり  
町民まちづくり活動への支援  
町民・行政等の協働と役割分担

### 2. 実現化にむけた施策の設定

まちづくりを、着実かつ効果的に実施して行くためには、今後のまちづくりを先導する施策を優先的に実施して行く必要がある。そのため、当面の施策の目標を設定するものとする。



当面の施策の目標の設定

### 3. 適切な事業手法の選定等

効果的に各種事業を有効に活用するため適切な事業手法や事業主体を選定するとともに、周辺市町村との連携や広域的事業の促進を図るものとする。また、適切な財政運営に基づく事業の推進を図るものとする。



適切な事業手法や事業主体の選定  
周辺市町村等との連携や広域的事業の促進  
適切な財政運営に基づく事業の推進

### 4. 都市計画マスタープランの運用

都市計画マスタープランを踏まえ、個別具体的な計画づくりを進めるとともに、計画を担保するため必要に応じて、都市計画決定やその見直し等を行う。  
また、社会情勢の変化や開発構想の変化等が生じた場合、必要に応じて都市計画マスタープランの見直しを行うものとする。



個別具体的な計画づくりの推進  
都市計画マスタープランの進行管理と見直し等

## 推進方策

以上の体系に基づく個別推進方策は、次のとおりとする。

### 1. 町民参加のまちづくりの推進

---

#### (1) 町民参加のための環境づくり

今後、町が都市計画マスタープランを踏まえた具体的なまちづくりを進めるためには、町民のまちづくりへの理解と協力が必要である。

そのためには、様々な機会を捉えて、町民への広報活動の充実を図り、まちづくりへの興味、関心を高め、理解を深めるなど、住民参加を推進するための環境づくりに努めるものとする。

#### (2) 町民のまちづくり活動への支援

町民や団体等が行う、日常生活環境の改善や自然環境の保全、あるいは商店街の活性化等のまちづくり活動に対しては、それらまちづくり活動を主体的に進めるために必要な支援体制や制度の充実に努めるものとする。

#### (3) 町民等・行政の協働と役割分担

町民、事業者及び町等（行政）が、それぞれの立場から対話と協調のもと、意見を交わし、協力しあいながら協働によるまちづくりを進めて行くとともに、それぞれが、自分達の役割を自覚しあい、効率的な運営のもとに進めて行くものとする。

### 2. 実現化にむけた施策の設定

---

都市計画マスタープランは、20年後の平成32年を目標年次としており、その間に、各種の施策を順次実施して行く必要がある。しかし、各施策を実施するに当たっては、今後のまちづくりを先導する施策を優先的かつ着実に実施することが効果的である。そのため、当面の施策の目標を設定し、これらを優先的に実施するものとする。

### 3. 適切な事業手法の選定等

---

#### (1) 適切な事業手法の選定

適正な土地利用誘導や各種施設整備及び市街地開発事業等の実施に当たっては、各種事業を効率的、効果的に進めるため、もっとも適切な手法及び主体（町、県、国、公団、民間等）を総合的な視点から選定するものとする。

#### (2) 周辺市町村等との連携

圏央道や圏央道インターチェンジ、長生グリーンライン等の広域道路網整備や、坂本・豊原地区宅地開発事業、ヒメハルニュータウン宅地開発事業等のプロジェクトの円滑な推進、および観光、行政、情報システム等の広域における交流・連携機能の強化等を進めるため、国、県、周辺市町村との協議・連携を図り円滑なまちづくりを進めるものとする。

#### (3) 適切な財政運営に基づく事業の実施

先の実現化にむけた施策の設定を踏まえ、長期的な視点に立った重点的な財源配分、及び産業基盤の強化等による積極的な自主財源の確保、さらには、国や県の補助金及び民間資金の導入など、着実かつ計画的な財政運営に基づく事業の実施に努めるものとする。

## 4. 都市計画マスタープランの運用

---

### (1) 具体的な計画づくり

個別具体の地区整備や道路・公園等の都市施設整備を計画的に進めて行くために、住民意向を反映しつつ、構想から基本計画、事業計画、実施計画へと計画レベルを高め、計画内容を明らかにする。

都市計画マスタープランを都市づくりの方針として実現化していくために、法定都市計画の一貫した体系のもとに計画を担保し、事業化を進めて行くことが必要であり、必要に応じて、都市計画の見直しや新たな決定等を行うものとする。

### (2) 都市計画マスタープランの進行管理と見直し等

都市計画マスタープランの進行管理に当たっては、第3次総合計画との整合を図りつつ農業振興地域整備計画や地域防災計画等の各分野の個別計画との連携により、一体的かつ効率的にまちづくりが進むよう、横断的な庁内調整組織や体制を構築するものとする。

都市計画マスタープランの見直しについては、上位計画である総合計画の改定や社会経済情勢に大きな変化が生じた場合、また、周辺地域を含めた開発構想等に大きな変更が生じた場合のほか、関連する事業の進捗状況を踏まえ定期的に内容を検討し必要が生じた場合には見直しを検討するものとする。